

給与3 4月、5月、6月の 残業を減らしましょう！

社会保険料は、4月、5月、6月の3か月の給与で決定されます（P.4参照）。

昇給がなくても残業代が多くなれば、実際に支払う給与総額は増えます。

給与額を標準報酬月額保険料額表に当てはめるため、実際の給与額以上の標準報酬月額になることもあり、9月からの保険料が上がることがあります。

現在の標準報酬月額:20万円（給与額:19万5千円～21万円）の場合



残業を減らす!

標準報酬月額枠内の増加で保険料変わらず



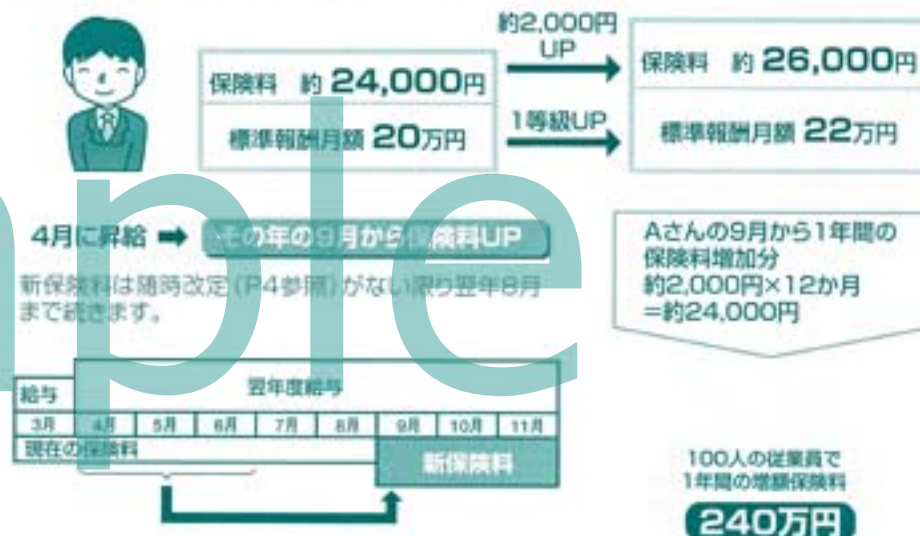
給与4 昇給月を7月にして削減!

1年間の社会保険料は、4月、5月、6月の3か月の給与の平均額で決まります（P.4参照）。

昇給する時期によって年間保険料に大きな差が生じます。

昇給月を「いつ」にすると削減効果があるでしょうか?

▶ Aさんの場合：4月に昇給した場合と7月に昇給した場合では次のような差があります。



7月に昇給 → 保険料は翌年9月からUP

7月の昇給であれば、保険料は1年間据え置きとなります。



1年間の保険料増加分
0万円